

褥瘡委員会規則

(目的)

第1条 褥瘡対策委員会は、褥瘡の発生予防と発生時の対策を検討し、患者のQOLを適正に保持することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は委員長及び次の各号にあげる委員をもって組織する。

- (1) 外科担当医師
- (2) 各病棟代表看護師等
- (3) 主任栄養士
- (4) 主任理学療法士
- (5) 医事係入院担当主任
- (6) その他委員長の指名する者

2. 委員長は、院長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は1年間とし、4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、在任期間中に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 委員は再任することができる。

(所管事項)

第4条 委員会は次の事項について審議する。

1. 褥瘡の発生の防止に関すること。
2. 褥瘡の発生に対する措置対策に関すること。
3. 褥瘡予防にかかわる情報の収集に関すること。
4. 看護職員の褥瘡に対する啓蒙と教育に関すること。

(会議)

第5条 委員会は1ヶ月に1回開催する。ただし必要を認めるときは臨時に開催することができる。また、委員長は必要があると認めるとき、委員以外の関係者を出席させ意見を求め、または資料の提出を求めることができる。

(記録)

第6条 委員会の庶務は委員長が行い、会議の議事録の作成・保管を行う。

附 則

この規則は、平成27年5月17日より施行する。

褥瘡委員会委員

平成28年 4月 1日付

職 名	氏 名	備 考
委員長	HCU・3階東病棟看護師長 西 貞美	
副委員長	4階東病棟 副看護師長 神宮 恵子	
委員	外科担当医師 永尾 修二	
委員	2階病棟 代表者 稲田 千代	
委員	HCU 代表者 犬束 聡美	
委員	3階東病棟 代表者 扇 香代美	
委員	4階東病棟 代表者 上野 智恵	
委員	4階西病棟 代表者 山本 瑠美子 森 菜奈絵	
委員	5階東病棟 代表者 平山 いづみ 増田 照子	
委員	5階西病棟 代表者 吉田 美智枝/中谷 章子/ 上野 美奈	
委員	透析室 代表者 宝来 恵/國分 由美子	
委員	外来 代表者 初村 由梨	
委員	医事係 入院担当主任 糸瀬 淳子	
委員	主任栄養士 長 里恵	
委員	主任理学療法士 阿比留 博次	